

○財務省告示第百十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成三十年三月八日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年四月十日

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四十九回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行
五	発行額	円 額面金額で四億四千七百八十万
六	払込金額	円 四億五千八万三千七百八十
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十年三月八日
十	発行価格	額面金額百円につき百円五十一
十一	利率	年 〇・一パーセント

